

施設・研修等分科会 第4回議事録

内閣府 官民競争入札等監理委員会事務局

第4回 施設・研修等分科会 議事次第

日 時：平成19年7月3日（火）15：55～16：25

場 所：永田町合同庁舎 1階 第3共用会議室

1．開 会

2．施設・研修等分科会の検討状況等について

3．閉 会

<出席者>

（委員）

小幡主査、内山専門委員、岡本専門委員、黒川専門委員

（事務局）

中藤事務局長、櫻井参事官

小幡主査 これより、第4回の施設・研修等分科会を開催したいと思います。

本日は、寺田委員が御都合のため欠席です。施設・研修等分科会の検討状況や今後の対応について、事務局から御説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元にお配りしております「施設・研修等分科会における検討状況等について」という紙に基づきまして御説明申し上げたいと思います。

1枚目からでございますが、1.は分科会におけるこれまでの検討状況ということでございまして、本分科会は夏の基本方針改定に向けて研修や施設などの新規のテーマをこれまで検討してまいりました。具体的には(1)の「各府省への自主提案の依頼」ということでございまして、夏の基本方針改定に向けて「施設の管理・運営」、「研修」等について、各省庁に対して我々事務局の方から自主的な見直しをしていただいて、市場化テストの対象となり得る業務がないかどうかという提案をお願いしたということがございます。これが本年3月末でございます。

各省に対する提案内容の概要でございますが、以前も御説明しておりますので簡単に申し上げますと、検討対象といたしましては国の機関の「一般庁舎」または「研修教育施設」、特に「23区内の一般庁舎」と「研修教育施設」については必須ということです。

具体的な検討の方向性としましては、これまで個別に民間委託をしていたものも、一連の業務を包括化した上で一本化の上、複数年契約とした官民競争入札等の対象にできないかということでございます。

また、研修につきましても、主に国家公務員を対象とした「研修」のうち、例えば外国語ですとか、こういった研修についての検討をお願いしまして、具体的には既に一部民間委託が実施されているものを包括化できないかということでございます。

2枚目でございますが、(2)の「各府省からの回答状況」でございます。回答状況については2種類ございまして、1つは前向きな回答のあった役所ということで、これは施設の管理・運営についていうと内閣府、警察庁、経済産業省、環境省、または研修関係では警察庁から前向きな回答がございました。

また、逆に否定的な回答という意味では今、申し上げた府省庁以外の府省でございまして、金融庁、宮内庁、公正取引委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、防衛省というものでございました。

(3)の「ヒアリングの実施」でございますが、以上の否定的な回答の府省に対しては本分科会で2回にわたってヒアリングを実施させていただきました。また、ヒアリングと同時にヒアリング後に我々の方でも事務折衝というものを実施させていただきました。

具体的なヒアリング実績でございますが、5月24日に総務省、財務省、国交省、6月1日に法務省、外務省、農水省に対してヒアリングを実施させていただいたというところでございます。

なお、ヒアリングの場においては、財務省の方からは施設の管理・運営について前向きに検討を行うということが表明をされました。

主な分科会の議論でございますが、以下のような議論を展開したということでございます。例えば、施設の管理・運営業務については基本的には府省による特殊性が少ないので市場化テストの対象にで

きるのではないか。また、本法律に基づいた民間委託になれば秘密保持義務、またはみなし公務員規定等が課されるため、むしろ情報の秘匿性の面でもメリットがあるのではないか。また、業務の包括化や長期化といったことにより当然コストは安くなるということ。また、極力包括化することによって現状の組織、マネジメントの見直しをしていくべきではないかということ。また、一つの府省で複数の研修・教育施設、研修所を保有している場合には統配合も検討すべきではないかということでございます。

続きまして3ページ目の(4)で各府省の検討状況でございます。分科会においてヒアリングを実施していただいた結果、各府省において再検討をしていただきました。その結果、研修・教育施設についてはごく一部を除きまして基本的には対象事業とするという方向の回答を各府省から得ております。一方、一般庁舎については内閣府を除きまして引き続きまだ否定的な見解ということでございます。

「2. 今後の対応(案)」でございますが、以上のヒアリングまたは事務折衝を受けまして、今回夏の基本方針の改定については次のような方針で臨みたいと思いますので、御説明申し上げたいと思います。

まず施設の管理・運営、研修関連について、これらを対象とすべく関係府省と調整を始めたいと思いますが、具体的に施設の管理・運営については内閣府(一般庁舎)でございますが、これは内閣府の本府、別館、更には永田町合同庁舎。

警察庁は、警察大学校。

総務省は、自治大学校、消防大学校、情報通信政策研究所。

法務省は、法務省浦安総合センター、矯正研修所。

外務省は、外務省研修所。

財務省につきましては、税務大学校、税関研修所、本省研修所。

農林水産省につきましては、農林水産研修所、食料消費技術研修館、農業技術研修館、生活技術研修館、更には森林技術総合研修所。

経済産業省につきましては、経済産業研修所。

国土交通省は、国土交通大学校。

環境省は、環境調査研修所。

以上の研修所と庁舎につきまして、夏の基本方針改定について対象事業にするという方向で調整をしたいと考えております。

また、研修管理につきましては警察庁の語学研修を対象事業にするべく調整をしまいたいと考えております。

また、一般庁舎につきましては今、申し上げたとおり内閣府以外は否定的ということでございますので、一般庁舎の管理運営については今後引き続き他省庁、内閣府以外の省庁への拡大については今後の検討課題ということで基本方針に盛り込むということを考えております。

4ページ目でございますが、「今後の検討課題」ということでございまして、夏の基本方針以降の具体的な検討課題ということで提示させていただいているものです。今、申し上げたとおり、施設の

管理運営のうち一般庁舎を内閣府以外に拡大していくということについて引き続き御検討いただきたいということが1点。

また、研修関係につきましては今回、実質的な見直しの中で各省庁とも議論をさせていただきましたが、規模が小さいということで比較的市場化テストの対象とするという点についてはメリットが生じにくいということが判明しました。

一方で研修業務の企画・立案・実施、こういったものにつきましては民間事業者の創意工夫ということが期待されることから、ある程度規模が大きいと思われる府省については引き続き検討をお願いしていくということです。

また、一方で同一内容の研修を各省庁個別に実施することについては非効率とも考えられますので、これらについて廃止または府省横断での実施などについて関係省庁と引き続き検討をしていきたいと考えております。

また、独立行政法人につきましては今後、行政減量・効率化有識者会議、総務省政策評価独立行政法人評価委員会などとも連携を図りながら、年末に向けまして独法業務を検討してまいりたいということが1点。

また、そのほか現在ちょうど先週末に締切りをしたところですが、本年6月に民間提案要望というものを一通り受け付けたところでございまして、これらも踏まえながら新しいテーマについて引き続き検討をお願いしたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

小幡主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から説明のありました事項について委員の先生方から御自由に発言をお願いいたします。

内山専門委員 最後の検討課題のところ、研修業務は基本的に規模が小さいところではメリットが生じているけれども、ある程度の大きさのところでは引き続き検討を要請と、このある程度の大まかな基準みたいなものはどのくらいだったらスケールメリットが生じるかとか、そういうようなことはできますか。

事務局 正直、現時点でこういう基準というものを持ち合わせているわけではございませんが、これまでの経験を踏まえますと一定程度の金額で切るのが果たしていいのか、ちょっとわかりにくいのですが、どうしても100万円、200万円程度の委託でやっているような規模でしたら、それはさすがに市場化テストにするのかなというのはちょっと疑問があると考えておりますので、それよりは大きいもので、1,000万になるのか1億円になるのかわかりませんが、そのくらいの規模かと考えておりますが、これについては相場観が徐々にできつつありますので、今後基準なりができるというふうには考えておりますが、現時点ですばっと金額を決めるというわけでもないという状況です。

小幡主査 どうぞ。

岡本専門委員 何を質問していいかがよくわからないというのが正直なところですが、見た目で研修は少ないですね。それで、この分科会のワーキングが施設・運営と研修というふうに銘打

っている割には研修というのは語学研修で、しかも警察庁だけということについて何か説明ができるのでしょうか。

事務局 研修につきましては、当初我々も比較的出しやすいのではないかと考えておりました、実際に各省庁に調査をお願いしたところ、やはり民間委託をしている割合ももともと大きい分野ではありましたが、一方で……。

岡本専門委員 民間委託をしているから現時点で出てくるものはあえて言うと少なくなるということですか。

事務局 というよりは、民間委託をしている規模がもともと小さかったということが1点と、それがたとえ語学というくくりで一つの省で積み上げたところでも1,000万にいくかいかないかというのが大部分でしたので、そういう意味で言うとなかなかスケールメリットというものが難しいのかなと考えております。

小幡主査 そうですね。ソフトの研修のところが確かに余り出てきていない。

岡本専門委員 見た目は警察庁の語学研修ということで1つです。

小幡主査 ただ、ヒアリングのときに、こちらもお聞きしたのがどちらかという施設についてでしたね。確かにソフトな部分というのは余り出てきていないのですが、独法などの場合には、研修をまるごとやっているところが沢山あって規模が大きかったのですが。

岡本専門委員 独法というのは、むしろ研修を業務としてやっていらっしゃる方ですよ。こちらは受ける方なのでですね。

小幡主査 そうですね。

事務局 業務といえますか、対象事業を大きくするという意味で言うと、府省間をまたぐ必要があるかとは考えておりました、例えば英語研修を府省別にやっているのを大きくくり化するというのは十分あり得るとは思いますが、一方で府省をまたがる話になると取りまとめがどこになるかということもありますけれども、結構議論に時間のかかる話かなとは考えております。

岡本専門委員 仕事のやり方をちょっと見直していかないと、一つひとつ小さいから効果が余りないよというのは確かにそうでしょうけれども、せつかくの業務の見直しということで彼が今おっしゃったように、省庁横断的に共通事項でやれるものについては個別に存在してやる必要はないのでしょうかということが理由さえ説明できれば、それを大胆に切り込んでいくような感じかなと。

そういう観点から見ると、研修というのは公務員の基礎教育みたいなところから始まっているいろいろな皆さんやられているのだと思うのですが、やはり見方によっては切り出せるのかなと思ったりしていたのです。

でも、それはやはり今の受け皿をどこにするかという問題とか、時間がかかるし夏には間に合わないというのであれば長期的にやるという方向でもいいのかもかもしれませんけれども。

小幡主査 例えば、人事院が公務員を集めて研修を沢山やっていますし、自前で各府省がやっているものについての必要性、要するに業務の必要性自身も実は問題としてあるのではないかという気はしています。

例えば消防でしたら特別に火が燃えているところでやらせる研修に意味があると言われれば、それ

は確かに消防固有の施設でしかできないというのはわかるのですが、およそ一般的なスキルのようなものは果たして各府省でやる必要があるのかという感じはありますね。民間委託に出せるかという観点からは、確かに、消防の専門的教育は、民間では難しいかもしれませんから、特殊なものは出せないとしても、一般的なものは逆に民間委託でできるはずですね。今は、一つひとつ自前でやっているのが小規模でとらえにくい。本当に必要性があるのかというそもそも論のような感じがいたしますね。

内山専門委員 年金みたいなイメージですね。つまり、基礎年金と厚生年金があって、基礎年金の部分というのは今まで各省ばらばらでやっているけれども、それはやはり共通的にできるのではないかとするとスケールメリットができるのではないかと。それで、それぞれの2階建て部分の厚生年金なり共済みたいな部分というのは各省でやってください。そういう意味で、研修制度そのもののシステムティックな見直しみたいなものがなされなければいけないわけです。これが我々の所管の範囲かどうかはわかりませんが、それがあって初めてこういった効果が出てくるということがあります。

また、人事院が法律の枠組みから外れているというのは大きいですね。恐らく人事院の研修のロットというのは相当あるのではないですか。例えば、毎年4月にオリンピックセンターでやられている初任者研修とか、あれこそ本当に効率化できる話だと思います。

小幡主査 各府省は、自前でやらなければいけないもの、一般化できないもののみ、やればよいと思うのです。更には、私は外務省が、相模大野でしたか、遠くに施設まで持って自前でやることに大変驚いたのですが、一般的な研修を施設まで自前で持って別にやる必要性があるかというのは、稼働率も含めて本当はかなり問題ではないかという感じはします。

岡本専門委員 でも、ここで一般的な研修というと何を一般的と言うかですけれども。

事務局 想定しているのは、もちろん語学ですとか、経済の勉強ですとか、財務分析ですとか。

小幡主査 今、岡本委員のおっしゃったのは、4ページの「研修関連業務」の3つ目の丸に書かれていることになるのかと思うのですか。

事務局 この部分については、落としどころとして市場化テストになるのかどうかは別にしても、引き続き我々の方で議論をしていって、関係省庁ないしは人事院も含めてだと思いますけれども、そういうところに問題意識を最後はぶつけていくということもあり得るのかなと考えております。

小幡主査 ソフトな部分も本当はそうなのですが、更に施設まで自前で持っているというものについては、せめて施設管理の方は民間委託でやるべきということだろうと思います。

黒川専門委員 研修業務は例えば省でもいいのですけれども、でもこのごろ省ごとにいろいろ横断するからどうなのかとは思いますが、省の中で人材を育てていって、それでだんだんキャリアを積んでいろいろ重要な仕事に就く。これは民間と同じだと思うのですけれども、そういうときに20代で入ってから定年までの長年にわたる研修のプログラム、こういうときにはこういうものを作って、次にこういうステップに上がったらかうやっていくと、そういうのはどこで企画しているのですか。

事務局 省庁ごとになると思います。

黒川専門委員 省庁ごとのどの辺の部署でやっているのですか。

事務局 人事課ないしは秘書課、いわゆる人事をつかさどっている部局の中に通常は研修を担当している班なりチームがあると思いますので、そこで企画立案をしているというふうになると思います。

黒川専門委員 そうしたら、その人にヒアリングできませんか。その人たちに、いろいろなプログラム全体があって、もう少しいろいろ合理化あるいはもっと有効にできないかとか、そういうことをお聞きすることはできませんか。

事務局 各省庁の人事課ないしは秘書課は当然それぞれの人事政策、その中での研修というものを位置付けていて研修を企画しておりますので、そういうことは可能かと思います。

黒川専門委員 それで、その中で彼ら自身の方からそれぞれ企画・立案・実施について何か問題点、現状で本当に満足しているのかどうか、あるいは何か問題点があるのかどうかを棚卸ししていただいて私どもの方に何かお話しただけないか。

それから、大事なことは、そういうことをすること自体が彼らの個人あるいは部の業績になるというような仕組み自体もなければ、我々がただ頼んでもまた仕事が増えてしまったというくらいになってしまうので、仮に研修業務みたいなものを行っている部局が一生懸命考えたことについて評価するところはどこですか。それを決めていくところはどこですか。

事務局 各職員がその研修に対して評価するというのが1つもちろんあると思います。一方で、大局的にだれが評価するかと言われると、府省を越えてだれかが評価するという仕組みにはまだなっていないのではないかと思います。当然各研修計画については人事院の方に報告するようにはなっていると思いますけれども、そこで人事院が評価しているかどうかというのは定かではございません。

黒川専門委員 今、秘書課とか人事課が研修業務の全体像は把握して管理もしているはずだということですが、そこを評価する人はどの部局ですか。

事務局 通常ですと官房に秘書課ないしは人事課とございますので、その局長という意味で言うと官房長ということになるかと思います。

黒川専門委員 では、そこにヒアリングできませんか。これから我々としてはそこにいろいろなことをお願いしたいので、現場の人が一番よくわかっているわけだから、考えていろいろな提案をしてくれたら評価してあげてください、あるいは評価する仕組みをつくってください。まずそこからいったらどうですか。それがまずマネジメントだと思うのです。マネジメントの改革から始めないと、その一環として官民競争入札に入った方がいいのかもしれないとか、提案がそこから出てくるのが普通の自然な流れのような気もするのです。

だから、我々としてはまずどんな案があるのですかということをご提案してくださいというのであれば、その提案してくださいというもののインセンティブを与えるというか、そういうようなスキームを合わせ持って提案してくださいというお願いをしないと、向こう側としては、しょうがない、この委員会が言っているからおつき合いしましょうなどというような感じでは真の改革はできないのではないかと。そのように思えてなりません。

小幡主査 我々も、官民競争入札にかけられますかと聞いているので、各省自らやっつけらるる研修業務を全部並べ立てて、本当になぜ必要なのかということをおつひつひつ言ってくださいという聞き方ができないのです。ただ、本当はそこをはっきりさせるべきなのでしょう。業務の必要性自身をやはり言ってもらわないと、そのほうがやっている業務の質、内容もはっきりしてきますし。

岡本専門委員 今から申し上げることは官民競争入札の議論になかなかかなりづらいかもしれませんが

んが、あるときに民間の人事部の部長クラスの方にヒアリングをしました。それで、民間人材と官業、役人は何が強みで何が弱みですかと、よく官民交流の話などで専門性の議論が出てきますが、それに引っ掛けたことがありました。

そのときに、民間の強みはやはり社内研修、教育だとはっきり言い切れるのです。何ですかと聞いたときに、役所の方々は試験があって入るときには非常に優秀な方々が多い。民間人は千差万別なものが一応入ってくる。だけど、社内研修の効果というのを見ると、それは全部の企業ではないでしょうが、民間企業の方が一般的に教育社内研修の効果が上がっていると我々は思っていると言われるわけです。それが民間組織の強みでしょう。だから、民間の強みを生かすのだったらそういう仕組みを官庁に移入したらどうですかということをお願いする関係者がいるんです。

それはもちろん私も検証していないし、わかりませんけれども、言われてみると確かに民間人はいわゆる公務員試験のようなある一定の知識を要求している試験はやりませんから、いろいろな人間が入ってくる。だけど、市場でもまれて勝ち残っていかなければいけないという中で、結構各業態に応じた研修を工夫してやっているという自負なのだと思うのです。今、黒川先生のお話や小幡先生のお話を伺っていて思ったのですけれども、そのような人たちのやり方を官僚の研修企画担当の方が見られたりして、もう少し……。

ここに書いてあるようなことは本当にそうですね。「民間事業者の創意工夫の発現の余地が大きいと考えられる」と、民間企業の方が本当にそういうことを自負できるのであればこれはやはりやるべきであるような気がします。そうでないと、官僚の方々が民間企業の研修を受けるというインセンティブはわからないと思うのです。そんなことを受けても、結局おれたちとは違うからと。

ですから、その辺は実感を持って本当に官民競争入札でどちらがいいのかというようなことをソフト的などころであればわかってもらうことが必要なんじゃないかと、ちょっと黒川先生の今のお話をお聞きしながら思っていた次第です。

果たしてその会社のことは数人の人にしか聞いていませんから、本当にそうなのかどうかはわかりません。わかりませんけれども、そういうことを言い切るといえるのはある程度の自信があるのだろう。そういうことであれば、実際に公務員の教育などについてもそういうところに出した方が、ひょっとするとここが何かやらなければいけないからやるのではなくて、本当にいいのであればそういうふうなことがインセンティブになるのかなという気はするのですけれども、なかなか官民競争の議論をどういうふうに掲載するかということですね。

小幡主査 本当は大事な視点ですね。ただ、内山委員がおっしゃるように、今はむしろ主に人事院がかなりやっているの、多分この話は人事院ごとの話なのです。公務員の研修の在り方は、そもそも人事院がこれが良いと決めてやっていることがあるわけですね。それがよいか、むしろ民間に考えさせたら本当に必要な公務員研修になるかもしれないということなのですが、ただ、法律のスキーム上、人事院が入っていないのですね。

事務局 一応法律のスキームからはそうなっていますけれども、お願いして意見を聞くということはあるかもしれません。

小幡会長 かなり大きな話ですね。

黒川専門委員 大きくした方がいいと思いますよ。本当の改革をやる気だったら、根っこからそうしないとだめだと思います。

岡本専門委員 少し修文的なところでいいですか。修文というのは失礼な言い方になってしまうのですが、4ページの「研修関連業務」の一番上の丸のところに「市場化テストの対象とするメリットが生じにくいことが判明」と書いていらっしゃるのですが、これは今のやり方だとするとですね。それで、一番下の丸につなげるためにはそもそもメリットが生じないということでは私はないように思える部分があるので、修文としては、今のままの形だとか、そういう形で入れていただくとありがたいかと思います。これはあくまでも意見ですが、そう思いました。

内山専門委員 現状を維持する限りにおいてはというようなフレーズを入れるという感じでしょうか。

小幡主査 そうですね。最後の丸にうまくつなげた方がよいので、確かにそのように修文をしていただければと思います。要するに現状、今やっているのがそもそもよいかどうかということ自身を本当は考えてほしいということですね。3つ目の丸は今の黒川委員や岡本委員の話をもう少し加えた方がよろしいですかね。「同一内容の研修を府省ごとに実施すること自体、非効率」はそうなのですが、話としてもう少し大きいですね。これが非効率なのは明らかなのですが、そもそも研修の在り方ですね。

岡本専門委員 そういう形で入れていただくと、よりいいように思います。

小幡主査 そうですね。我々がそういう問題意識を持ったということはもう少し入れておいた方がよいかもかもしれません。

それでは、今の修文はやはりした方がよいということで、特に1つ目の丸に現状を加えるところと、この2つ目の丸はよろしいですね。そういう工夫の発想の余地が大きいことからという話なので、3つ目の丸のところにもう少し根本的な内容を加えるという修文をするということで、この修文については私と事務局に一任でよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

小幡主査 それでは、今の4ページの「研修関連業務」の1つ目の丸と3つ目の丸のところに修文を加えるということで了承ということでお願いしたいと思います。

それでは、この修文したもので公共サービス改革基本方針の改定に向けて監理委員会、親委員会への報告、それから各省との協議など、所要の進めを進めていくことにしたいと思います。

以上で本日の施設・研修等分科会は終了したいと思います。次回の分科会は日程が決定次第、事務局より連絡いたしますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、分科会の方はこれで閉じまして、引き続き委員懇談会を開催いたします。傍聴の方は退席をお願いしたいと思います。

(傍聴者退席)